

第115回定時株主総会招集ご通知添付書類

第115期 報告書

(平成20年度)

平成20年4月1日 ▶ 平成21年3月31日

1. 株主の皆様へ	1
2. 事業報告	1
3. 連結計算書類	17
4. 計算書類	27
5. 連結計算書類に係る 会計監査人の監査報告書 謄本	37
6. 会計監査人の監査報告書 謄本	38
7. 監査役会の監査報告書 謄本	39
8. トピックス	40
9. 株主メモ	42



株式会社 **中山製鋼所**

証券コード 5408

株主の皆様へ

株主の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、格別のご厚情を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

さて、当社は平成21年3月31日をもちまして第115期を終了いたしましたので、ここに事業の概況等につきましてご報告申し上げます。

平成21年6月

代表取締役社長 藤井 博務



第115期事業報告 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、金融危機に端を発した世界経済の急激な失速の影響を受け、企業の生産活動や設備投資は急激に収縮し、雇用の調整圧力も強まるという内需減退の悪循環に陥りました。

鉄鋼業界におきましても、前半は好調な外需を背景に自動車、造船、産業機械および建設機械向けの分野は堅調に推移しましたが、後半は世界経済の急激な後退で在庫は積み上がり、月を追うごとに顧客の買い控え傾向が強まったため、鉄鋼各社は大規模な減産に踏み切るなど、急速に厳しさを増す展開となりました。

このような状況のもとで、当社グループは、前半は昨年度に完成しました設備を順調に稼働させ投資効果を最大限に発揮することが出来ましたが、後半は急落した需要に応じた生産に徹し、かつてない生産調整を余儀なくされました。

[鉄鋼事業]

グループのコア事業である鉄鋼事業におきましては、前半は新日鐵グループ殿からの圧延受託量の増加などにより昨年度に完成した設備がフル稼働するなど好調な状況を持続しておりましたが、後半は急激かつ大幅な鋼材需要の低下により鋼材等の販売量が大幅に減少しました。しかしながら、販売価格は、顧客の皆様のご理解を得



ながら改善を進めることが出来ましたので、売上高は前連結会計年度に比べて増収となりました。

損益面におきましては、主原料である鉄スクラップ価格の年央までの歴史的な高騰および石炭など原燃料価格の上昇ならびに後半での急激かつ大幅な減産などによるコストアップが大きかったものの、製品価格の改善ならびに懸命なコスト削減効果などが上回り、営業利益は前連結会計年度に比べて増益となりました。

鉄鋼事業の売上高は前連結会計年度に比べ、415億6千万円増加の2,366億4千1百万円となり、営業利益は52億8千6百万円増加し81億1千1百万円となりました。

【エンジニアリング事業・不動産事業・化学事業】

エンジニアリング事業につきましては、主に建設・プラント工事の大型物件を受注成約できたことにより売上高は増収になりました。

不動産事業につきましては、大阪府枚方市に所有する土地を有効活用するためのインフラ整備工事を進めたため賃貸収入が減少いたしました。

化学事業につきましては、原燃料価格の大幅な値上げ等があったものの、主に農薬の製品価格改善や数量増加により増収増益になりました。

これら3事業の売上高は、31億3千8百万円増加の231億4千7百万円となり、営業利益は3千5百万円減少し14億8百万円となりました。

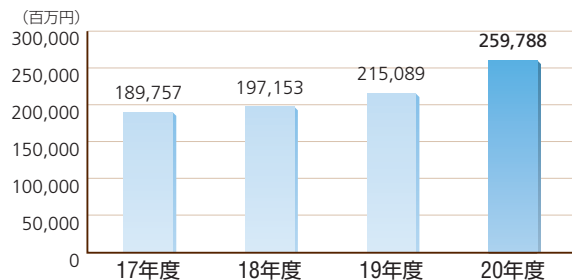
当社は、高炉跡地の有効活用として、平成15年より計画してまいりました「シャフト炉式ガス化溶融炉」による産業廃棄物処理事業を中止いたしました。それに伴い、平成16年4月に設立した事業推進のための関係会社「中山エコメルト株式会社」を平成21年3月に清算しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度に比べ、446億9千8百万円増加し過去最高の2,597億8千8百万円となりました。営業利益は53億1百万円増加の95億2千1百万円、経常利益は44億4千万円増加の71億4千3百万円となりました。また、特別損失に、21億6千6百万円の投資有価証券評価損および前述の「中山エコメルト株式会社」の整理損を1億8千8百万円計上しましたので、当期純利益は25億2千6百万円増加の23億4千3百万円となりました。

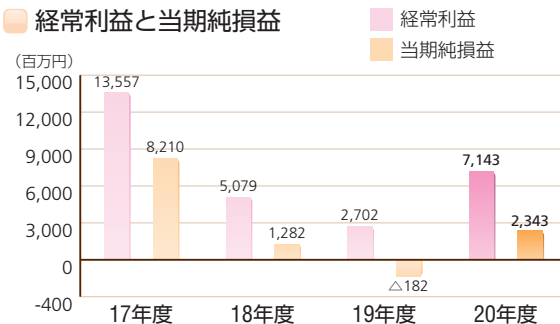
財務面におきましては、年央までの増加運転資金対応および金融情勢不安への対応として厚めの手元資金確保のため借入を実施したことから、連結有利子負債残高は前連結会計年度末に比べ108億6千万円増加し938億2千9百万円となりました。なお、不透明な次期業績見通しと金融情勢の不安から金融機関22行と総額222億円の貸出コミットメントライン契約を締結いたしました。

連結業績ハイライト（参考）

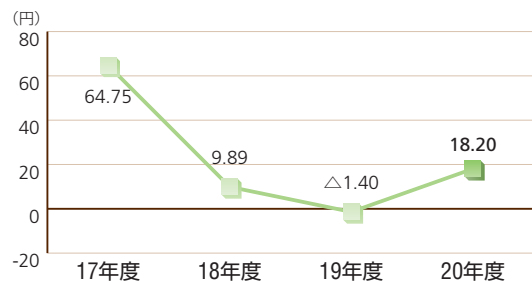
売上高



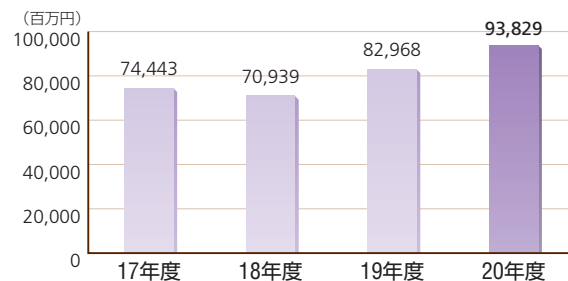
経常利益と当期純損益



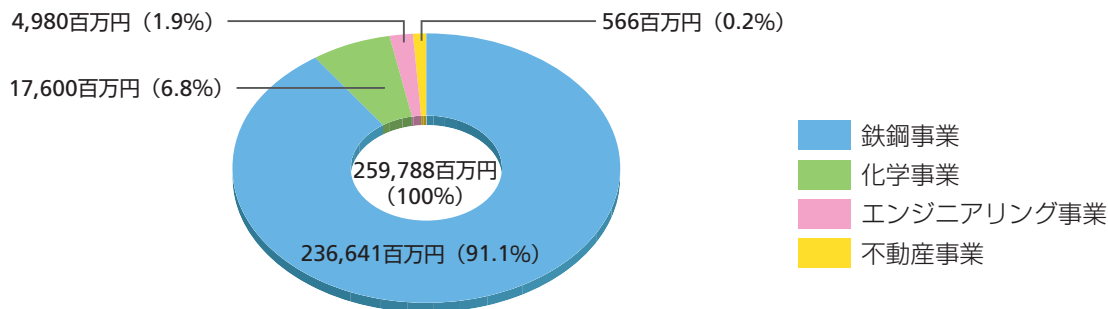
1株当たり当期純損益



有利子負債



セグメント別連結売上高（平成20年度）



当事業年度の単独決算につきましては、鉄鋼事業における鋼材販売価格の上昇などにより、売上高は前事業年度に比べ、407億1千1百万円増加の1,897億2千8百万円となり、営業利益は45億7千8百万円増加の67億1千7百万円、経常利益は38億5百万円増加の42億8千2百万円となりました。これに特別損失として投資有価証券評価損や設備更新に伴う固定資産除却損などを計上しました結果、当期純利益は19億4千8百万円増加し12億8千7百万円となりました。

利益配当金につきましては、企業価値の継続的な向上こそが株主の皆様の利益を長期的に確保するものであり、真にご期待に応えることであるとの考え方で、事業戦略展開への設備投資など成長投資を最重点課題とし、そのための内部留保の充実に留意しつつ、長期的な展望に基づいて可能な限り株主の皆様に還元してまいり見地から、1株につき3円（中間配当を含め年6円）とさせていただきたいと存じます。

(2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、わが国経済は、景気の低迷が続いているものの、景気対策の効果が今後期待されるとともに、中国向け需要が上向きつつあり一部に改善の兆しが見られます。

鉄鋼業界におきましては、鋼材需要の急激な回復は難しいと考えますが、在庫調整が浸透し、鋼材の生産・販売動向は、上期後半から緩やかに回復するものと見込まれます。

このような情勢のもと、鉄鋼事業におきましては、大幅な減産によるコストアップ、需要の低迷による販価の下落と在庫影響などで極めて厳しい収益状況となりますので、需要に見合った生産・販売体制のもと、安価原料の使用拡大、生産・物流体制の最適化およびさらに徹底した合理化によるコストミニマム操業の追求などに努めてまいります。また、低操業下だからこそできる技術の伝承や多能工化の推進など現場の課題解決力の向上にも取り組んでまいります。

当社グループにおきましては、今後とも顧客ニーズ対応力・商品開発力の飛躍的向上を狙いとして、高級鋼化の推進、新日鐵グループ殿との総合的な事業連携の強化および当社グループの全国拠点を最大限に活用したグループ力の強化などにより強靱な企業体質・財務体質の構築と安定した収益を確保できる経営基盤の構築に引き続き全力を尽くしてまいり所存であります。

株主の皆様におかれましては、以上の諸事情をご賢察のうえ、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当社および連結子会社が実施した設備投資の総額は56億8千5百万円であり、鉄鋼事業では、当社の熱延15万トン対応化工事などで44億円の設備投資を行いました。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度に、設備投資と長期資金の約定返済に伴う借り換え資金のために金融機関から134億円の長期借入を行いました。また、当社は運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関22行と総額222億円の貸出コミットメントライン契約を締結しました。当連結会計年度末におけるコミットメントライン借入残高は20億円であります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第112期 (平成17年度)	第113期 (平成18年度)	第114期 (平成19年度)	第115期 〔当連結会計年度〕 (平成20年度)
売上高(百万円)	189,757	197,153	215,089	259,788
経常利益(百万円)	13,557	5,079	2,702	7,143
当期純利益(百万円)	8,210	1,282	△ 182	2,343
1株当たり当期純利益(円)	64.75	9.89	△ 1.40	18.20
総資産(百万円)	218,469	226,486	243,286	239,550
純資産(百万円)	66,861	86,134	83,625	84,890

(注) 1. △は損失を示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。

3. 第113期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
中 山 興 産 株 式 会 社	100 百万円	100.00 %	不動産の売買・仲介・管理、警備保障等
中 山 三 星 建 材 株 式 会 社	300	※ 84.15	鉄鋼二、三次製品の製造・販売
中 山 通 商 株 式 会 社	96	※ 50.04	鉄鋼、非鉄金属、機械、原燃料の売買
三 星 海 運 株 式 会 社	56	※ 60.14	陸運・海運業、倉庫業、損害保険代理業
三 星 商 事 株 式 会 社	46	※ 70.54	鉄鋼製品、建築資材の販売
南 海 化 学 工 業 株 式 会 社	303	※ 51.80	化学工業薬品の製造・販売
三 泉 シ ャ ー 株 式 会 社	60	※ 100.00	鉄鋼二、三次製品の製造・販売
富士アミドケミカル株式会社	30	※ 100.00	化学工業薬品の製造・販売

(注) ※は連結子会社保有の株式を含んでおります。

(7) 主要な事業内容

区 分	主 要 品 目		
鉄 鋼 事 業	銅	銅 板	熱延銅帯、厚板、中板、縞板、鍍金銅帯
	材	条 銅	線材、バーインコイル、棒銅、軽量C形銅
	コークス、銅片、副産物等		
エ ン ジ ニ ア リ ン グ 事 業	建設（建築総合工事）、海洋（銅製魚礁・増殖礁）、ロール、パルプ、機械加工・組立		
不 動 産 事 業	不動産の賃貸・売買		
化 学 事 業	化学工業薬品		

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

本 社 ・ 船 町 工 場	大阪市大正区船町一丁目 1 番66号
東 京 支 店	東京都千代田区有楽町一丁目 9 番 4 号 蚕糸会館

② 重要な子会社

会 社 名	本 社 所 在 地	主 要 な 営 業 所 お よ び 工 場
中 山 興 産 株 式 会 社	大 阪 市 大 正 区	
中 山 三 星 建 材 株 式 会 社	堺 市 堺 区	苫小牧工場、清水工場、名古屋工場、堺工場、田布施工場（山口県）、 丸亀工場、大分工場、宮崎工場、都城工場、辰口工場（石川県）
中 山 通 商 株 式 会 社	大 阪 市 西 区	東京支店、名古屋支店、福岡支店、仙台支店、岡山営業所
三 星 海 運 株 式 会 社	大 阪 市 西 区	東京営業所、清水営業所、武豊営業所（愛知県）、大分営業所、 宮崎営業所
三 星 商 事 株 式 会 社	大 阪 市 西 区	札幌営業所、千葉営業所、浜松営業所、三重営業所、兵庫営業所、 岡山営業所、大分営業所
南 海 化 学 工 業 株 式 会 社	大 阪 市 西 区	小雑賀工場（和歌山市）、青岸工場（和歌山市）、土佐工場（高知市）、 東京オフィス
三 泉 シ ャ ー 株 式 会 社	大 阪 市 浪 速 区	
富 士 ア ミ ド ケ ミ カ ル 株 式 会 社	東 京 都 北 区	

(9) 従業員の状況

事 業	鉄鋼事業	エンジニア リング事業	不動産事業	化学事業	全 社 (共 通)	合 計	前期末比 増 減 数
従業員数（名）	1,430	47	77	126	126	1,806	68名減

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数（当社および子会社から当社および子会社以外への出向者を除き、当社および子会社以外から当社および子会社への出向者を含む）であります。
2. 全社（共通）として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 (注)	14,540 百万円
株 式 会 社 あ お ぞ ら 銀 行	10,619
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社 (注)	10,060
住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社 (注)	8,689
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	7,478
株 式 会 社 福 岡 銀 行	5,000

- (注) 金融機関22行と締結したリボルビング・クレジット・ファシリティ（コミットメントライン）契約に基づく借入額が含まれております。

(11) その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

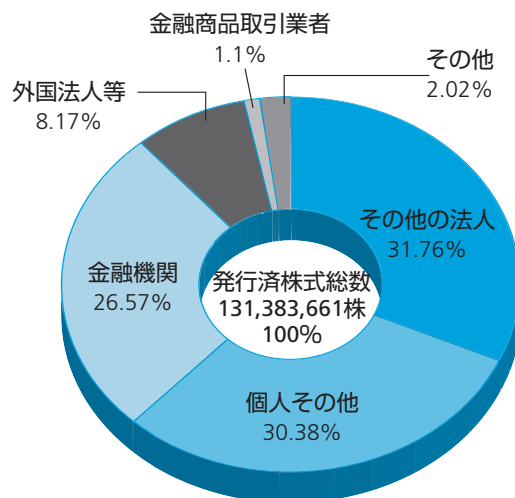
2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 300,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 131,383,661株（うち自己株式 2,647,978株）
- (3) 株 主 数 12,159名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	出 資 比 率
新 日 本 製 鐵 株 式 會 社	12,875 千株	10.00 %
財 団 法 人 中 山 報 恩 会	10,683	8.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	7,860	6.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4G）	5,306	4.12
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	4,966	3.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,153	3.22
株 式 会 社 サ ミ ッ ト 経 済 研 究 所	3,954	3.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	3,258	2.53
シービーエヌワイデイエフエイインターナショナルキャップバリュースポーツフォリオ	3,072	2.38
中 山 持 株 共 栄 会	2,062	1.60

（注） 上記のほか当社は自己株式（2,647,978株）を保有しており、出資比率は、自己株式を控除して算出しております。

(5) 所有者別株式分布状況



(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得について、下記のとおり実施し、平成20年3月13日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得を終了いたしました。

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| ① 取得の理由 | 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため |
| ② 取得した株式の種類 | 当社普通株式 |
| ③ 取得した株式の総数 | 2,330,000株 |
| ④ 取得総額 | 499,954,000円 |
| ⑤ 取得期間 | 平成20年3月17日から平成20年5月1日 |
| ⑥ 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付（信託方式） |

（ご参考）自己株式取得に関する取締役会決議事項（平成20年3月13日開催）

- | | |
|------------|------------------------|
| 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| 取得する株式の総数 | 250万株（上限とする） |
| 株式の取得価額の総額 | 500百万円（上限とする） |
| 取得期間 | 平成20年3月17日から平成20年5月16日 |

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	藤 井 博 務	
専 務 取 締 役	柳 澤 俊 三	東京支店長 兼 事業戦略担当
常 務 取 締 役	針 原 保 典	エンジニアリング事業本部長 兼 プラント・建設事業部長 兼 環境管理、システム担当
常 務 取 締 役	藤 井 和 秋	企画、生産戦略プロジェクトチーム、工程管理、コークス、安全防災担当
取 締 役	三 木 隆 司	購買部長
取 締 役	箱 守 一 昭	生産戦略プロジェクトチームリーダー 兼 事業戦略、品質管理、商品開発、棒線担当
取 締 役	今 井 武	メッキ・厚板工場長 兼 熱延担当
取 締 役	渡 邊 秀 幸	設備部長
取 締 役	西 澤 茂 樹	営業本部長 兼 事業戦略担当
取 締 役	吉 村 敏	生産技術部長 兼 棒線構造改革プロジェクトチームリーダー 兼 事業戦略、製鋼担当
取 締 役	山 本 有 男	人事部長 兼 総務、人材開発、介護・病院事業担当
取 締 役	松 岡 雅 啓	経理部長
監 査 役 (常 勤)	笹 部 隆 夫	
監 査 役	福 西 惟 次	
監 査 役	榎 本 比呂志	

- (注) 1. 監査役福西惟次、榎本比呂志の両氏は、社外監査役であります。
2. 監査役の財務および会計に関する相当程度の知見については以下のとおりです。
監査役福西惟次氏は、他社での経理担当役員や財務実務を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当事業年度中の取締役および監査役の異動
- (1) 就任
平成20年6月27日開催の第114回定時株主総会において、松岡雅啓氏は取締役に、笹部隆夫氏は監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
- (2) 退任
取締役川村稲造氏、および監査役伴 隆彦、松尾浩一の両氏は、平成20年6月27日開催の第114回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額	摘 要
取 締 役	13 名	203 百万円	
監 査 役	5	30	うち社外3名9百万円
計	18	233	

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成元年6月29日開催の第95回定時株主総会決議において月額2,500万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成5年6月29日開催の第99回定時株主総会決議において月額350万円以内と決議いただいております。
4. 平成20年6月27日開催の第114回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役および監査役には、平成17年6月29日開催の第111回定時株主総会で決議した役員退職慰労金の打切り支給に基づく退職慰労金 取締役1名に対し6百万円、監査役2名に対し2百万円（うち社外1名0.6百万円）を支給しております。

(3) 社外監査役に関する事項

① 他の会社との兼務状況等

氏 名	兼 務 状 況	特定関係事業者との関係
福 西 惟 次	あずみ株式会社 監査役	該当なし
榎 本 比 呂 志	該当なし	該当なし

② 主な活動状況

氏 名	取締役会 12回開催	監査役会 14回開催	取締役会および監査役会における主な発言等
福 西 惟 次	12回出席	13回出席	国内外の会社経営歴任やコンサルタントの見地から、適宜質問、確認等、発言を行っております。
榎 本 比 呂 志	11回出席	14回出席	主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

- (注) 上記のほか会社法第370条および当社定款第28条の定めに基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回あります。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、当社定款第37条に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を当該損害賠償責任の限度としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

あずさ監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	54百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	—
合計	54

② 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額は54百万円であります。

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、当社の会計監査人が会社法および公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、監査役会は、その事実に基づき会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規則に則り、会計監査人の解任または不再任を株主総会の付議議案とすることを取締役会に請求し、取締役会はそれを審議いたします。

(5) 会計監査人と締結している責任限定契約

該当事項はありません。

6. 会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・ コンプライアンス体制に係る規程を遵守し、当社の役員および社員が法令および社会通念等を遵守した行動をとるための「中山製鋼所役職員行動規範」を周知徹底させるとともに中山製鋼所倫理ホットライン（内部通報制度）と倫理委員会を活用する。
 - ・ 法令等遵守の徹底を図るため、コンプライアンス推進部署の活用と教育等を行う。
 - ・ 内部監査部門は、コンプライアンス推進部署と連携のうえコンプライアンスの状況を監査する。
 - ・ 反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求に対してはこれを断固として拒否する。反社会的勢力による不当な要求に対しては、外部専門機関と緊密な連携をして組織的に対応する。
 - ・ 財務報告に係る内部統制については、「財務報告に係る内部統制」に関する基本方針を制定し、会社法、金融商品取引法、東京証券取引所規制等への適合性を確保のうえ、十分な体制を整備して運用する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社の社内規程に従い適切に保存および管理を行う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 当社グループを取り巻く様々なリスクに対して、その発生の未然防止および適切な対応を行うことを目的として、「リスクマネジメント基本規程」を制定し、全社的なコンプライアンスおよびリスクマネジメント推進に係わる課題・対応策を協議・承認する組織として、取締役会の下にコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置する。
 - ・ 危機および緊急時の事態が発生した場合、またはそのおそれがある場合には、危機管理本部を設置し、当該リスクの適正な把握に努めるとともに、迅速な対応と損害の拡大を防止する体制を整える。
 - ・ 新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 取締役会は、取締役の業務管掌に基づき、業務の執行を行わせる。その決裁は、社内規程または手続きにより必要な決定を行う。
 - ・ 業務運営の状況を把握し、その改善を図るために、内部監査を実施する。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の社内規程に従い、円滑な情報交換を図り適切な経営管理を行い、グループ全体に影響を及ぼす重要な事項については、グループ戦略会議などで決定する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ内部監査部門などの社員を監査役を補助すべき使用人として任命する。
- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
任命された使用人に関する人事異動、組織変更等は、監査役会の意見を聞くものとする。
- ⑧ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役および使用人は、経営の状況、事業の遂行状況、財務の状況、重要な会議などで決議された事項、当社に著しい損害を及ぼす事実、内部監査の実施状況およびリスク管理に関する重要な事項、重大な法令・定款違反、内部通報制度の状況について随時監査役に報告する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会は代表取締役社長と意見交換会を開催するとともに、必要に応じて業務執行取締役と面談をする。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社および当社グループは、鉄鋼、鉄鋼二・三次製品、エンジニアリング、化学、不動産などの事業展開を行っております。当社グループは、全国に展開した41拠点を活用し、地域・お客様に密着したきめ細かな対応を図り、強い信頼関係を築き上げ、グループ全体の企業価値を向上することに努めております。

そうしたなか、近時、わが国資本市場において、株主・投資家等に対する十分な情報開示がなされることなく、突然に株式等の大規模な買付行為がなされ、結果として対象会社の企業価値および株主共同の利益を損なう可能性が生じる状況となっております。

当社は、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合に、これを受け入れるか否かの最終的な判断については、株主の皆様によって最終的に決定・判断されるべき事項であると認識しております。

また、当社は、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上するためには、大規模買付者が意図する経営方針や事業計画の内容、株主の皆様や当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くの関係者に対する影響等について、事前の十分な情報開示がなされることが必要であると考えます。また、大規模買付者に対して質問や買収条件等の改善を要求し、あるいは株主の皆様により適切な代替案が提示される機会を確保するため、相応の検討時間・交渉力等も確保されている必要があると考えます。

そこで、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上のため必要かつ相当な手段をとることができるよう、必要なルールおよび手続きを定めることとします。

(2) 基本方針の実現のための取り組み

〔当社株式の大規模な買付行為に関する適正ルール（買収防衛策）の導入〕

当社は、平成20年6月27日開催の第114回定時株主総会において、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の大規模な買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の大規模な買付行為（以下、「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する適正ルール（以下、「本プラン」といいます。）の導入の件を付議しました結果、株主の皆様のご承認をいただきました。

① 本プランの内容

本プランは、大規模買付者に対し、以下に定めるルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）の遵守、具体的には①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始することを求めるものです。

a. 「意向表明書」の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛にて、本プランに従う旨の意向表明書を提出していただきます。

b. 必要情報の提供

大規模買付者には、当社取締役会に対して、株主の皆様の判断および取締役会の意見形成のために十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。意向表明書の受領後10営業日以内に、提供いただくべき情報のリストを大規模買付者に交付します。

c. 検討期間の確保

大規模買付情報の提供が完了した後、以下の期間が当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（「取締役会評価期間」）として与えられます。

60 営業日： 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合

90 営業日： その他の大規模買付行為の場合

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じてファイナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士等の社外の専門家の助言を受け、また独立委員会の意見を最大限尊重し、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、意見をとりまとめ、開示します。また、必要に応じ、大規模買付行為の条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することがあります。

② 大規模買付ルールが遵守されなかった場合の対抗措置

大規模買付ルールが遵守されない場合には、当社取締役会は、当社企業価値および当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。大規模買付ルールが遵守されている場合には、当社取締役会は仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として具体的対抗措置を

発動しません。

③ 本プランの発効日と有効期限

本プランの導入については、平成20年6月27日開催の当社定時株主総会においてご承認をいただきました。

本プランの有効期限は、平成23年6月開催予定の当社定時株主総会終了の時点までとします。

また、本プランは、その有効期間中であっても、当社取締役会または当社株主総会の決議により廃止されるものとしています。

(3) 上記取り組みに対する取締役会の判断およびその理由

本プランは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本プランを設定することは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。以上から、前記(2)の取り組みが、前記(1)の基本方針に沿うものであると判断しております。

(注) 本事業報告中に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	90,779	流 動 負 債	74,071
現 金 及 び 預 金	9,400	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	21,981
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	31,776	短 期 借 入 金	41,641
商 品 及 び 製 品	19,454	1 年 内 償 還 の 社 債	20
仕 掛 品	2,125	未 払 金	3,968
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	25,081	未 払 法 人 税 等	792
繰 延 税 金 資 産	498	未 払 費 用	1,417
そ の 他	3,058	賞 与 引 当 金	1,257
貸 倒 引 当 金	△ 614	そ の 他	2,993
固 定 資 産	148,770	固 定 負 債	80,588
有 形 固 定 資 産	140,990	長 期 借 入 金	52,168
建 物 及 び 構 築 物	19,531	退 職 給 付 引 当 金	3,611
機 械 及 び 装 置	49,812	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	130
車 両 及 び 運 搬 具	306	環 境 対 策 引 当 金	240
工 具 器 具 及 び 備 品	947	特 別 修 繕 引 当 金	15
土 地	69,388	負 の の れ ん	4,053
リ ー ス 資 産	45	繰 延 税 金 負 債	8,122
建 設 仮 勘 定	958	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	11,714
無 形 固 定 資 産	659	そ の 他	531
ソ フ ト ウ ェ ア	339	負 債 合 計	154,659
そ の 他	319	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	7,120	株 主 資 本	49,860
投 資 有 価 証 券	5,954	資 本 金	15,538
長 期 貸 付 金	86	資 本 剰 余 金	10,339
繰 延 税 金 資 産	32	利 益 剰 余 金	24,579
そ の 他	1,214	自 己 株 式	△ 596
貸 倒 引 当 金	△ 168	評 価 ・ 換 算 差 額 等	16,301
資 産 合 計	239,550	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	487
		土 地 再 評 価 差 額 金	15,814
		少 数 株 主 持 分	18,727
		純 資 産 合 計	84,890
		負 債 純 資 産 合 計	239,550

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		259,788
売上原価		233,077
売上総利益		26,711
販売費及び一般管理費		17,189
営業利益		9,521
営業外収益		
受取利息及び配当金	219	
負ののれん償却額	328	
その他の	440	989
営業外費用		
支払利息	1,689	
その他の	1,678	3,367
経常利益		7,143
特別利益		
貸倒引当金戻入額	109	
投資有価証券売却益	65	
固定資産売却益	11	186
特別損失		
投資有価証券評価損	2,166	
固定資産除却損	851	
関係会社整理損	188	3,206
税金等調整前当期純利益		4,123
法人税、住民税及び事業税	1,065	
法人税等調整額	△ 85	980
少数株主利益		799
当期純利益		2,343

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
平成20年3月31日残高	15,538	10,339	23,013	△ 166	48,725
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 778		△ 778
当期純利益			2,343		2,343
自己株式の処分		0		0	0
自己株式の取得				△ 430	△ 430
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の 変動額合計	—	0	1,565	△ 429	1,135
平成21年3月31日残高	15,538	10,339	24,579	△ 596	49,860

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			少数株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成20年3月31日残高	1,099	15,814	16,913	17,986	83,625
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△ 778
当期純利益					2,343
自己株式の処分					0
自己株式の取得					△ 430
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△ 611		△ 611	741	129
連結会計年度中の 変動額合計	△ 611	—	△ 611	741	1,265
平成21年3月31日残高	487	15,814	16,301	18,727	84,890

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

〔連結注記表〕

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 8社

連結子会社の名称 中山三星建材(株)、中山通商(株)、三星商事(株)、三星海運(株)、
南海化学工業(株)、中山興産(株)、三泉シヤ－(株)、富士アミドケミカル(株)

(2) 主要な非連結子会社の状況

主要な非連結子会社の名称 新星鋼機(株)、(株)サンマルコ、興南産業(株)、他6社

(3) 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産額、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の状況

持分法適用の非連結子会社または関連会社数 なし

(2) 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の状況

主要な会社の名称 非連結子会社：新星鋼機(株)、(株)サンマルコ、興南産業(株)、他6社
関 連 会 社：(株)NSボルテン、(株)NS棒線、他2社

(3) 持分法を適用していない理由

各社の当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響は軽微であり、かつ、全体としても重要性はないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結の範囲の変更に関する事項

当連結会計年度中に連結の範囲を変更していません。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

5. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券…償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格に基づく時価法によっております。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの…移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法…時価法によっております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法…主として総平均法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(会計方針の変更)

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、当連結会計年度から、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）に変更しております。

この結果、従来の方法によった場合と比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ1,694百万円減少しております。

(4) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

a 平成19年3月31日以前に取得したもの

主として旧定額法によっております。

b 平成19年4月1日以後に取得したもの

主として定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物…10～50年

機械及び装置…5～15年

(追加情報)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正（減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令 平成20年4月30日 省令第32号）による耐用年数の変更に伴い、当連結会計年度から、機械及び装置の一部について耐用年数を変更しております。

この結果、従来の方法によった場合と比べて、減価償却費は307百万円増加し、売上総利益は242百万円、営業利益は249百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益は253百万円それぞれ減少しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(会計方針の変更)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度から「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

この変更による連結計算書類に与える影響は軽微であります。

(5) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、賞与支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、翌連結会計年度から費用処理しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員への退職慰労金の支払に備えるため、一部の連結子会社は内規を基礎として算定された当連結会計年度末の要支給額を計上しております。

⑤ 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれるPCB廃棄物の処理費用に充てるため、その所要見込額を計上しております。

⑥ 特別修繕引当金

周期的に大規模な修繕を要する船舶等につき、将来の修繕に備えるため、合理的基準に基づく必

要額を毎期継続して計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を充たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段

デリバティブ取引（金利スワップ取引）

b. ヘッジ対象

主に市場金利等の変動によりキャッシュ・フローが変動するもの（変動金利の借入金等）

③ ヘッジ方針

当社グループは内部規程である「デリバティブ取引管理規程」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

6. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

7. 負ののれんの償却に関する事項

負ののれんは、20年間で均等償却しております。

8. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

表示方法の変更

（連結貸借対照表関係）

財務諸表等規則の一部を改正する内閣府令（平成20年8月7日 内閣府令第50号）が適用となることに伴い、前連結会計年度において「たな卸資産」として掲記しておりましたが、当連結会計年度から「商品及び製品」、「仕掛品」、「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品及び製品」、「仕掛品」、「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ16,443百万円、3,275百万円、14,245百万円であります。

Ⅱ 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	161,449百万円
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 工場財団	
① 工場財団組成物件の帳簿価額	
機械及び装置	46,627百万円
土地	34,593
建物及び構築物	14,466
工具器具及び備品	522
車両及び運搬具	82
合計	96,291
② 同上担保による債務残高	
長期借入金	4,771百万円
(1年以内返済分を含む)	
(2) 工場財団以外	
① 担保資産の帳簿価額	
土地	9,591百万円
建物及び構築物	674
機械及び装置	2
工具器具及び備品	0
合計	10,269
② 同上担保による根抵当権極度額	2,970百万円
③ 同上担保による債務残高	
長期借入金	6,558百万円
(1年以内返済分を含む)	
短期借入金	50
買掛金	35
(3) 有価証券担保	
① 営業取引及び金融機関借入金の担保に供している有価証券の帳簿価額	
投資有価証券	95百万円
② 同上担保による債務残高	
買掛金	64百万円
長期借入金	34
(1年以内返済分を含む)	

③ 土地賃借保証のために差入れている有価証券の帳簿価額

投資有価証券	113百万円
--------	--------

(4) 中山共同発電(株)及び中山名古屋共同発電(株)の金融機関借入金の保証のために差入れている有価証券の帳簿価額

投資有価証券	37百万円
--------	-------

(5) 中山共同発電(株)および中山名古屋共同発電(株)の操業および定期検査等の受託業務に対する保証として差入れている有価証券の帳簿価額

投資有価証券	9百万円
--------	------

3. 貸付有価証券

「投資有価証券」の一部を株券賃借取引契約により貸し出しております。当該貸付有価証券の連結貸借対照表価額は2,309百万円であります。

4. 保証債務

従業員及び関連会社の金融機関借入金について保証しております。

従業員（住宅資金）	163百万円
-----------	--------

エヒメシャーリング(株)	150
--------------	-----

(株)サンマルコ	100
----------	-----

合計	413
----	-----

5. 債権流動化に伴う買戻義務限度額 482百万円

6. 土地の再評価

当社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布 法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布 法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の基礎となる土地の価格の算定方法に合理的な調整を行って算定しております。

再評価を行った年月日	平成14年3月31日
------------	------------

再評価を行った土地の連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	
---------------------------------------	--

△11,776百万円

7. 貸出コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関22行と総額222億円の貸出コミットメントライン契約を締結しました。当該契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントライン契約の総額	22,200百万円
-------------------	-----------

借入実行残高	2,000
--------	-------

差引額	20,200
-----	--------

Ⅲ 連結損益計算書に関する注記

通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額
売上原価

1,911百万円

Ⅳ 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

131,383,661株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成20年6月27日定時株主総会	普通株式	392	3	平成20年3月31日	平成20年6月30日
平成20年11月11日取締役会	普通株式	386	3	平成20年9月30日	平成20年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成21年6月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	386	3	平成21年3月31日	平成21年6月29日

Ⅴ 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

513円94銭

1株当たり当期純利益

18円20銭

(算定上の基礎)

1株当たり当期純利益

連結損益計算書上の当期純利益

2,343百万円

普通株式に帰属しない金額

— 〃

普通株式に係る当期純利益

2,343 〃

普通株式の期中平均株式数

128,770千株

Ⅵ 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(平成21年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	62,644	流 動 負 債	58,377
現 金 及 び 預 金	6,776	支 払 手 形	692
受 取 手 形	512	買 掛 金	10,780
売 掛 金	17,540	短 期 借 入 金	38,051
製 品	4,749	未 払 金	1,985
半 製 品	7,818	未 払 法 人 税 等	79
副 産 物	66	未 払 費 用	1,231
原 材 料	17,642	前 受 金	1,911
仕 掛 品	2,118	賞 与 引 当 金	759
貯 蔵 品	4,054	設 備 支 払 手 形	306
そ の 他	1,404	設 備 未 払 金	1,929
貸 倒 引 当 金	△ 40	そ の 他	649
固 定 資 産	110,003	固 定 負 債	60,775
有 形 固 定 資 産	103,860	長 期 借 入 金	46,594
建 物	11,534	退 職 給 付 引 当 金	2,008
構 築 物	4,377	環 境 対 策 引 当 金	231
機 械 及 び 装 置	45,105	繰 延 税 金 負 債	249
車 両 及 び 運 搬 具	82	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	11,559
工 具 器 具 及 び 備 品	579	そ の 他	131
土 地	41,464	負 債 合 計	119,152
リ ー ス 資 産	40	(純 資 産 の 部)	
建 設 仮 勘 定	675	株 主 資 本	37,476
無 形 固 定 資 産	516	資 本 金	15,538
ソ フ ト ウ ェ ア	273	資 本 剰 余 金	9,608
そ の 他	242	資 本 準 備 金	5,853
投 資 そ の 他 の 資 産	5,626	そ の 他 資 本 剰 余 金	3,755
投 資 有 価 証 券	4,152	利 益 剰 余 金	12,925
関 係 会 社 株 式	987	そ の 他 利 益 剰 余 金	12,925
そ の 他	490	繰 越 利 益 剰 余 金	12,925
貸 倒 引 当 金	△ 4	自 己 株 式	△ 596
資 産 合 計	172,648	評 価 ・ 換 算 差 額 等	16,019
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	428
		土 地 再 評 価 差 額 金	15,591
		純 資 産 合 計	53,495
		負 債 純 資 産 合 計	172,648

損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		189,728
売 上 原 価		173,056
売 上 総 利 益		16,671
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		9,953
営 業 利 益		6,717
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	216	
そ の 他	78	294
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,572	
そ の 他	1,157	2,729
経 常 利 益		4,282
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	65	65
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2,101	
固 定 資 産 除 却 損	761	
関 係 会 社 整 理 損	188	3,051
税 引 前 当 期 純 利 益		1,297
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	9	9
当 期 純 利 益		1,287

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合 計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金		
平成20年3月31日残高	15,538	5,853	3,755	9,608	12,416	△ 166	37,396
事業年度中の変動額 剰余金の配当 当期純利益 自己株式の取得 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）					△ 778 1,287	△ 430	△ 778 1,287 △ 430
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	509	△ 430	79
平成21年3月31日残高	15,538	5,853	3,755	9,608	12,925	△ 596	37,476

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成20年3月31日残高	1,004	15,591	16,595	53,992
事業年度中の変動額 剰余金の配当 当期純利益 自己株式の取得 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	△ 576		△ 576	△ 778 1,287 △ 430 △ 576
事業年度中の変動額合計	△ 576	—	△ 576	△ 497
平成21年3月31日残高	428	15,591	16,019	53,495

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

【個別注記表】

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券…償却原価法（定額法）によっております。

(2) 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法によっております。

(3) その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格に基づく時価法によっております。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの…移動平均法による原価法によっております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法…時価法によっております。

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法…総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

（会計方針の変更）

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、総平均法による原価法によっておりましたが、当事業年度から、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）に変更しております。

この結果、従来の方法によった場合と比べて、当事業年度の営業利益、経常利益、税引前当期純利益は、それぞれ1,516百万円減少しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

① 平成19年3月31日以前に取得したもの
主として旧定額法によっております。

② 平成19年4月1日以後に取得したもの
主として定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物…10～50年

機械及び装置…5～15年

（追加情報）

当社は、法人税法の改正（減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令 平成20年4月30日 省令第32号）による耐用年数の変更に伴い、当事業年度から、機械及び装置の一部について耐用年数を変更しております。

この結果、従来の方法によった場合と比べて、減価償却費は279百万円増加し、売上総利益は228百万円、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は230百万円、それぞれ減少しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

（会計方針の変更）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度から「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

この変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、翌事業年度から費用処理しております。

(4) 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれるPCB廃棄物の処理費用に充てるため、その所要見込額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を充たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

① ヘッジ手段

デリバティブ取引（金利スワップ取引）

② ヘッジ対象

主に市場金利等の変動によりキャッシュ・フローが変動するもの（変動金利の借入金等）

(3) ヘッジ方針

当社は内部規程である「デリバティブ取引管理規程」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

II 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 135,541百万円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 工場財団

① 工場財団組成物件の帳簿価額

機械及び装置 44,632百万円

土地 27,189

建物 9,078

構築物 4,084

工具器具及び備品 507

車両及び運搬具 81

合計 85,574

② 同上担保による債務残高

長期借入金 3,685百万円

（1年以内返済分を含む）

(2) 工場財団以外

① 担保資産の帳簿価額

土地	2,631百万円
建物	254
合計	2,885

② 同上担保による根抵当権極度額 2,970百万円

(3) 土地賃借保証のために差入れている有価証券の帳簿価額

投資有価証券 113百万円

(4) 中山共同発電(株)および中山名古屋共同発電(株)の金融機関借入金の保証のために差入れている有価証券の帳簿価額

投資有価証券 37百万円

(5) 中山共同発電(株)および中山名古屋共同発電(株)の操業及び定期検査等の受託業務に対する保証として差入れている有価証券の帳簿価額

関係会社株式 9百万円

3. 貸付有価証券

「投資有価証券」の一部を株券賃借取引契約により貸し出しております。当該貸付有価証券の貸借対照表価額は2,309百万円であります。

4. 保証債務

当社従業員の金融機関借入金について保証しております。

従業員（住宅資金） 163百万円

このほかに下記関係会社の金融機関からの借入に対し、保証予約を行っております。

中山三星建材(株) 333百万円

5. 債権流動化に伴う買戻義務限度額

482百万円

6. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 10,350百万円

短期金銭債務 6,345

7. 土地の再評価

当社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布 法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布 法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の基礎となる土地の価格の算定方法に合理的な調整を行って算定しております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

再評価を行った土地の事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
△11,776百万円

8. 貸出コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関22行と総額222億円の貸出コミットメントライン契約を締結しました。当該契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントライン契約の総額	22,200百万円
借入実行残高	2,000
差引額	20,200

Ⅲ 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	74,578百万円
仕入高	23,269
営業取引以外の取引による取引高	267

2. 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額

売上原価	1,702百万円
------	----------

Ⅳ 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	2,647,978株
------	------------

Ⅴ 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金、固定資産減損損失、退職給付引当金、賞与引当金等であり、評価性引当額を控除しております。繰延税金負債の発生の主な原因は、土地再評価差額金、その他有価証券評価差額金であります。

Ⅵ リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

Ⅶ 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び主要株主等

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の内容	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内 容	取 引 金 額 (注4)	科 目	期 末 残 高 (注4)
			百万円					百万円		百万円
主要 株主	新日本製 鐵(株)	東京都 千代田 区	419,524	鉄鋼製品の 製造販売等	所有 直接 0.1% 間接 —% 被所有 直接 10.0%	コークスの 販売、鋼片の 購入等	コークス等 の販売 (注1)	32,568	売掛金	1,469

(2) 子会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の内容	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内 容	取 引 金 額 (注4)	科 目	期 末 残 高 (注4)
			百万円					百万円		百万円
子会社	中山三星 建材(株)	堺市 堺区	300	鉄鋼製品の 加工販売	所有 直接 46.2% 間接 35.5% 被所有 直接 —%	当社製品の 加工販売 役員の兼任	資金の借入 (注2)	1,760	短期 借入金	2,000
子会社	中山通商 (株)	大阪市 西区	96	鉄鋼製品、 原燃料などの 販売	所有 直接 20.9% 間接 29.0% 被所有 直接 —%	当社製品の販 売及び当社原 料資材の納入 役員の兼任	鋼材等の 販売 (注1)	48,826	売掛金	6,567
非連結 子会社	中山エコ メルト(株)	大阪市 大正区	—	環境リサ イクル業	なし	なし	債権放棄 (注3)	188	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) グループ内の資金を一元化し、効率的に活用することを目的としたキャッシュ・マネジメント・サービスの基本契約に基づくCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を利用しております。なお、取引金額はCMSによる借入額と返済額を相殺し、純額を記載しております。

(注3) 債権放棄については、中山エコメルト(株)の解散手続及び清算完了により行ったものであります。

(注4) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

VIII 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	415円55銭
1 株当たり当期純利益	10円00銭
(算定上の基礎)	
1 株当たり当期純利益	
損益計算書上の当期純利益	1,287百万円
普通株主に帰属しない金額	— 〃
普通株式に係る当期純利益	1,287 〃
普通株式の期中平均株式数	128,771千株

IX 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 5 月19日

株式会社 中山製鋼所
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 乾 一 良 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 中 畑 孝 英 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 浅 野 豊 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社中山製鋼所の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中山製鋼所及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結注記表のⅠ 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 5. 会計処理基準に関する事項 (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法（会計方針の変更）に記載されているとおり、会社は当連結会計年度から「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成21年 5 月19日

株式会社 中山製鋼所
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 乾 一 良 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 中 畑 孝 英 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 浅 野 豊 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中山製鋼所の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第115期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

個別注記表のⅠ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 3. たな卸資産の評価基準及び評価方法（会計方針の変更）に記載されているとおり、会社は当事業年度から「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第115期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社・船町工場及び東京支店の業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びあずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容に検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認められ、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。
- 四 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月26日

株式会社中山製鋼所 監査役会

常 勤 監 査 役	笹 部 隆 夫	㊞
社 外 監 査 役	福 西 惟 次	㊞
社 外 監 査 役	榎 本 比呂志	㊞

以 上

トピックス

第1回 株主様工場見学会を開催

平成21年3月14日、当社株主様に当社へのご理解を深めていただくことを目的に「第1回 株主様工場見学会」を本社船町工場において開催いたしました。

定員の2.5倍の応募者の中から抽選で選ばれた約160名ご参加のもと、藤井社長から当社の概況および地域貢献などについて説明を行いました。続いて、バスに乗り、熱延工場、転炉工場、西本岸壁、鋼片ヤード、第1製品倉庫および緑化状況などを熱心にご見学いただき、活発な質疑応答が行われました。

ご参加された株主様からは、「NFGの更なる事業展開を期待する」「不況で鋼片在庫が多かった」「整理整頓がされて、緑化も行き届いていた」「長年、中山の株を持っているが安心した」「中山の株を買い増したい」といった感想をいただきました。

当社は今後も、株主様との積極的な対話を図るため、「株主様工場見学会」を開催していく予定です。



熱延工場見学



藤井社長挨拶



熱延工場見学

熱延工場にエッジヒータを導入

当社は、品質向上、生産品種拡大を目的として、平成22年6月完成予定で、熱延工場にエッジヒータを導入いたします。投資額は約10億円で、導入により、冷延用製品コイル、加工用途製品コイルの品質アップなどの品質対応力を強化し、製造対応範囲の拡大による増産とコスト低減を目指してまいります。

トピックス

緑化の推進

当社は、平成17年6月に「中山グリーンプロジェクト」を発足後、緑豊かな都市型製鉄所を目指し緑化の推進をしてまいりました。直協社員が一体となりカンツバキやヒラドツツジなどの成長木を植樹し、平成17年度下期から平成20年度上期までの累計で30,468本もの植樹を行いました。当初の目標であった「3年間で3万本」を達成いたしました。今後も活動を継続し、第2期グリーンプロジェクトでは、10万本を目指してまいります。



電気炉工場事務所前（緑化前）



転炉工場西門広場（緑化前）



CSR（企業の社会的責任）への取り組み



実習中の研修生

国際貢献

当社は国際貢献の一環として、JICA（国際協力機構）が実施している開発途上国の人材育成に協力しております。

平成20年度は大気汚染対策、環境管理およびリサイクルの3コースの研修生20名を受け入れました。

今後も、国際貢献に取り組んでまいります。

地元公道の清掃活動

平成4年12月からの取り組みとして、地元大正通りの公道清掃ボランティアを定期的に実施しており、毎回の活動で約30Kgのゴミを収集しております。地域の方々からも「ご苦労様」と、声をかけていただくこともあります。今後も清掃活動を続け、地域への貢献に努めてまいります。



公道清掃



学習中の児童

地元小学生の工場見学

当社では、小学生が鉄鋼業に接する機会を増やすため積極的に工場見学を受け入れております。

昨年は12月10日に、地元の小林小学校5年生57名の児童が当社の転炉工場および熱延工場の見学に訪れました。工場内では、普段見ることのない製鋼工程と圧延工程のダイナミックさに目を丸くして、熱心に見学をしていました。

株主メモ



事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
期末配当金受領株主確定日	毎年3月31日
中間配当金受領株主確定日	毎年9月30日
定時株主総会	毎年6月
単元株式数	1,000株
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関	
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 〒530-0004 大阪市北区堂島浜一丁目1番5号 ☎0120-094-777（通話料無料）
上場証券取引所	東京、大阪
公告の方法	電子公告 http://www.nakayama-steel.co.jp/ ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

（ご注意）

- 株券電子化に伴い、株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
- 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行本支店にてもお取次ぎいたします。
- 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

単元未満株式の買取請求手数料の無料化のお知らせ

当社では、市場でお取引できない単元未満株式（1～999株）の買取制度（※）を採用しております。このたび、平成21年6月26日受付分から、従来、株主様にご負担いただいております単元未満株式の買取請求にかかる手数料を無料といたします。

単元未満株式の買増制度導入のお知らせ

平成21年6月26日開催の第115回定時株主総会の承認を条件として、単元未満株式の買増制度（※）を導入いたします。買取請求とあわせて、買増請求にかかる手数料も無料といたしますので、ぜひご活用ください。

【お問い合わせ先】

	お問い合わせ先
特別口座に口座をお持ちの株主様	三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 〒530-0004 大阪市北区堂島浜一丁目1番5号 ☎0120-094-777（通話料無料） [手続き書類のご請求方法] ○音声自動応答電話によるご請求 ☎0120-684-479（通話料無料） ○インターネットによるダウンロード http://www.tr.mufg.jp/daikou/
証券会社等に口座をお持ちの株主様	口座を開設されている証券会社等 無料となる手数料は当社に係る手数料です。お手続きに際して、証券会社等にて手数料がかかる場合がございますのでご了承ください。

※買取制度：ご所有の単元未満株式（1～999株）を当社が買い取らせていただく制度です。

買増制度：単元未満株式をご所有の場合に、あわせて1,000株にするのに必要な株式を当社から市場価格で買い増しすることができる制度です。

表紙写真（左上）
転炉工場西門広場